

全高長 第 85 号
平成30年3月30日

文部科学省生涯学習局
局長 常磐 豊 様

全国高等学校長協会
会長 宮本久也
(公印省略)

「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」（案）に対して、下記の通り意見を述べます。

記

基本的に子供の読書活動が「人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」であることに異存はなく、今度とも推進していく必要があると考える。

このような方向性の中で、子供の読解力が有意に低下しているという現実には憂慮すべき事態であると認識している。特に高校生における不読率が高い状況で推移しているという現実には、国民としての基礎能力の維持・向上を考える上で見過ごすことのできない事態であると考える。

このような事態を生んだ主原因が文中にも指摘がある通り、スマートフォンの普及及びそれを活用したSNS等のコミュニケーションツールの拡大にあることは、目前の生徒を観察する立場から見ても明確な事実である。現在においても、登校時から下校時まで生徒が所有するスマートフォン等の携帯端末を担任が預かるという対策をとっている学校がある。しかし、本基本計画案の中でも「図書館におけるインターネット等を活用した情報提供の推進」等のICT環境整備の促進について触れられているように、このような環境を学校現場から完全に除去することは極めて困難な状況である。

スマートフォンやインターネット利用等の制限における困難さの一つが、個人の内側にある「〇〇をしたい」という感性による欲求を、「〇〇をしてはならない」との理性で抑制するということの困難さである。この困難さは大人においても、病気等により飲酒・喫煙等を制限しなければならない際の難しさからも認識できる。最近話題となっているスマホ依存症の主原因もここにあると考える。

この防止のための極端な策としては、飲酒・喫煙や車の運転免許所持等のように、所持や閲覧に対する法的な年齢制限を設ける事であるが、ここまで所持・閲覧の範囲が拡大してしまった現在においては難しいであろうと考える。このような策が採れない場合には、少なくとも、インターネット等への情報を提供することにより収益を得ている業者等に対して、子供への負の影響を及ぼさないような配慮を求めると共に、罰則規定を含めた法的規制措置の早期制定を求めるものである。今日まで、利益獲得等を主目的とするソフト開発等のスピードに対して、その事を制御する側が追いついていないような感があることから、早期の公的な対応をお願いしたい。

高等学校教育においては、朝読書の時間等を設けて読書の習慣付けを進める対策を採っ

ている学校も多数存在するが、今後の教育内容改善としては、多くの教員が日常の授業の中において課題図書を具体的に示し、読后感想文の提出を生徒に求めることや、読み取った内容についての論文提出を求めるというような課題設定を、これまで以上に綿密に実施していく必要があると認識している。

このような読書活動促進への取組みに際して、学校図書館の役割充実がこれまでも増して求められる。それには、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議から昨年発表された「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」にも述べられているように「司書教諭及び学校司書の配置充実」が必要である。今回の「案」の中には「地域の様々な人々の参画」の必要性が述べられているが、それはあくまでも教育の専任者が配属されていることが前提であり、昨今散見される民間委託の方向性等とは相容れないものである。国として人件費の手当等の予算措置を採ることにより、全ての学校に司書教諭及び学校司書が配置される施策等の実行を求めるものである。

高等学校教育関係者として、今後とも、国家としての方向性を求めていくと共に、国民の教育に携わる者として、将来の国を支える人材の育成により一層努めていく所存である。